

第 468 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 4 年 7 月 5 日（火） 14 : 00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

島田室長	<p>定刻になりました。本日は御多用のところ御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の観点から間隔を確保する必要があり、各委員の配席につきまして 2 列としておりますが、何卒御理解と御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、今年度から労働者代表の奥村委員、長嶋委員が新たに就任されましたので、恐れ入りますがひとつ言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>まず、奥村委員からお願いします。</p> <p>(新任委員から挨拶)</p> <p>本来であれば、委員の皆様をおひとりずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございまして、お手元の資料 1 「岐阜地方最低賃金審議会委員名簿」の配布をもちまして御紹介に代えさせていただきます。</p> <p>続きまして、岐阜労働局の出席者を紹介させていただきます。大地岐阜労働局長、田之上労働基準部長、安藤賃金指導官、蛭川賃金係長、そして私賃金室長の島田でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、使用者代表の竹中委員、労働者代表の村上委員が所用により欠席となりましたが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、本日 4 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここから会長に進行をお願いいたします。</p>
------	--

浅井会長	<p>これより第 468 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定（諮問）について」です。</p> <p>大地岐阜労働局長から諮問を受けます。</p>
大地局長	<p>（諮問文を朗読し、会長に手渡す。）</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
浅井会長	<p>（諮問文を受け取る。）</p> <p>はい、承知しました。</p>
事務局	<p>（諮問文の写を全員に配布。）</p>
浅井会長	<p>ただいま、お受けしました諮問について、説明をしてください。</p>
大地局長	<p>ただいま、岐阜県最低賃金の改正について、本審議会に諮問いたしましたので、その趣旨について御説明します。</p> <p>まず、日頃から岐阜地方最低賃金審議会の運営並びに労働行政の推進に御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、県内を取り巻く状況は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、不安定な国際情勢に起因する原料等の不足、物価の高騰などの影響もあり、引き続き難しい状況が続いています。</p> <p>このような中、4月から6月期の景況判断指数は、観光、飲食業界をはじめ一定の回復を示し、全体では前期から約 11 ポイント改善するなど明るさも見え、また、雇用情勢についても、有効求人倍率は 1.6 倍台と引き続き</p>

	<p>新型コロナウイルス感染症などに注意する必要があるものの、改善の動きが見られるところです。</p> <p>最低賃金については、平成 28 年度以降の 6 年間で、全国加重平均で 132 円の引上げが行われました。</p> <p>一昨年は新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響などを踏まえ、全国加重平均 1 円の引上げでしたが、昨年度は 28 円の引上げとなり、現行方式で過去最高の上げ幅となりました。</p> <p>また、中央においては、6 月 7 日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」が閣議決定され、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上になることを目指し、引き上げに取り組む。公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論するなど定められたところです。</p> <p>本審議会におかれましては、こうした状況にも御配慮いただいた審議をお願い申し上げます。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>ただいま、説明がありましたように、大地労働局長から岐阜県最低賃金の改正決定について調査審議を求められました。</p> <p>最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を設置し、慎重に審議を進めて参りたいと思います。</p> <p>それでは、本日の配布資料について、事務局から説明して下さい。</p>
<p>安藤指導官</p>	<p>御説明します。</p> <p>生計費に関する資料として資料 3 ページ、消費者物価指数の全国と岐阜市の状況です。</p> <p>次に、賃金に関する資料として、まず、春闘の妥結状況です。</p> <p>資料 5 ページは、連合岐阜による 6 月 3 日現在の集計です。</p>

	<p>資料 7 ページから 15 ページまでは、岐阜県経営者協会による 6 月 28 日現在の集計です。</p> <p>さらに、資料 17 ページから 24 ページまでは、岐阜県の毎月勤労統計調査結果です。</p> <p>次に、経済情勢等に関する資料として、資料 25 ページから 32 ページまでが、当局職業安定部がとりまとめました雇用失業情勢で、令和 4 年 5 月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.62 倍となっています。</p> <p>資料 33 ページから 38 ページが、財務省東海財務局岐阜財務事務所がとりまとめております、岐阜県内経済情勢です。</p> <p>資料 39 ページから 40 ページが審議日程（案）です。</p> <p>資料 41 ページは中央最低賃金審議会への目安諮問文の写しです。</p> <p>資料 43 ページから 53 ページは 6 月 7 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022」の関係部分を抜粋したものです。そのうち、資料 44 ページと 52 ページのアンダーライン部分が最低賃金に関する記述となっています。</p> <p>本日配布いたしました資料の概要は、以上のとおりです。</p>
浅井会長	<p>ただいまの説明資料について、御質問等はございますか。</p>
各委員	<p>（発言なし。）</p>
浅井会長	<p>それでは、これらの配布資料についてお目通しの上、次回の審議会に御出席ください。</p> <p>つづきまして議題 2 「その他」です。</p> <p>先に開催された運営小委員会について、運営小委員会</p>

	の宮坂委員長から報告をお願いします。
宮坂委員長	<p>それでは、6月17日に開催しました運営小委員会における協議内容について御報告します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
島田室長	<p>それでは、運営小委員会で御協議いただきました審議日程（案）を御説明します。</p> <p>資料は39ページから40ページとなります。</p> <p>水色で表示した9月12日の特定最低賃金合同専門部会までの審議日程、10月21日、11月8日の特定最低賃金の答申にかかる本審と異議審、令和5年3月16日の特定最低賃金改正決定の意向表明にかかる本審については、すでに決定しておりますので、特定最低賃金の第2回以降の専門部会及び来年度の審議方針等に係る運営小委員会の審議日程について、御説明させていただきます。</p> <p>資料39ページを御覧ください。日程表の10月の欄に緑色で表示した日付順に</p> <p>特定最賃の専門部会について</p> <p>第2回航空機を 10月3日（月）午後2時00分から</p> <p>第2回自動車を 10月4日（火）午後2時00分から</p> <p>第2回電機を 10月7日（金）午後2時00分から</p> <p>第3回航空機を 10月11日（火）午後1時30分から</p> <p>第3回自動車を 10月14日（金）午後1時30分から</p> <p>第3回電機を 10月17日（月）午後1時30分から</p> <p>裏面、資料40ページを御覧ください。</p> <p>来年度の審議方針等に係る運営小委員会を令和5年2月16日（木）午前10時00分から</p> <p>以上が下半期の審議日程です。</p> <p>御説明は以上です。</p>

浅井会長	<p>ただ今、6月17日の運営小委員会の報告として、事務局から審議日程の説明がありましたので、御意見を承ります。</p> <p>労働者側委員はいかがですか。</p>
隣垣委員	<p>特にありません。</p>
浅井会長	<p>使用者側委員はいかがですか。</p>
安藤委員	<p>ありません。</p>
浅井会長	<p>それでは、この日程で審議を進めて参ります。</p> <p>その他、事務局から何かありますか。</p>
安藤指導官	<p>公示に関する連絡事項です。</p> <p>本日の岐阜県最低賃金に係る改正決定の諮問を受け、専門部会を設置することを御確認いただきました。そこで、最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第4項の規定に基づく、最低賃金専門部会委員の推薦に関する公示を本日举行うこととし、推薦期日を7月25日（月）とします。</p> <p>併せて、最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条の規定に基づく、関係労使からの意見聴取に関する公示も本日举行うこととし、意見書の提出期日を同じく7月25日（月）とします。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	<p>それでは本日の審議会はこれもちまして閉会とします。</p> <p>次回審議会は、7月29日（木）午後2時00分から開催します。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>